

利活用希望登録について

(1) 「利活用希望登録」とは

- 空き家の利活用を希望する者（団体・個人）が自らの団体・個人を登録する制度です。
- 登録した利活用希望者には、「とよなか空き家と人の縁づくり」において、空き家所有者との希望や条件に結びつくよう、次の支援を行います。

- ① 登録情報の一部をホームページ等で発信
- ② 空き家見学会などのイベントの企画・運営（誰でも参加可能）
- ③ 希望や条件が概ね合致する登録空き家があった場合の利活用希望者への連絡および引き合わせの場のセッティング（必要に応じて担当者が同席）

(2) 登録することの魅力は

- ホームページで公開する情報以上の登録空き家の登録情報を入手することができます。（引き合わせの場において提示）
- 新たな空き家登録があった場合や、空き家見学会等のイベントを行う場合、メール等でお知らせします。
- 「ファン登録」している方との交流が図れ、事業活動の協力が得られる可能性があります。
- 契約、利用開始後の空き家の利用状況に関し、ホームページを中心にお知らせします。（PRになります）

(3) 登録いただける方

- 空き家を利活用したいと考えている方。団体・個人は問いません。
市外の方も登録が可能です。事業者の方も登録できます。
- ただし次の方は対象外となります。
 - ①シェアハウスやグループホームでの利活用をのぞき、住宅（持ち家、賃貸住宅）としてのみ利活用を希望する方
 - ②自らが利活用または管理・運営する予定のない方
 - ③暴力団関係者等の方

(4) 登録事項の変更・取下げ

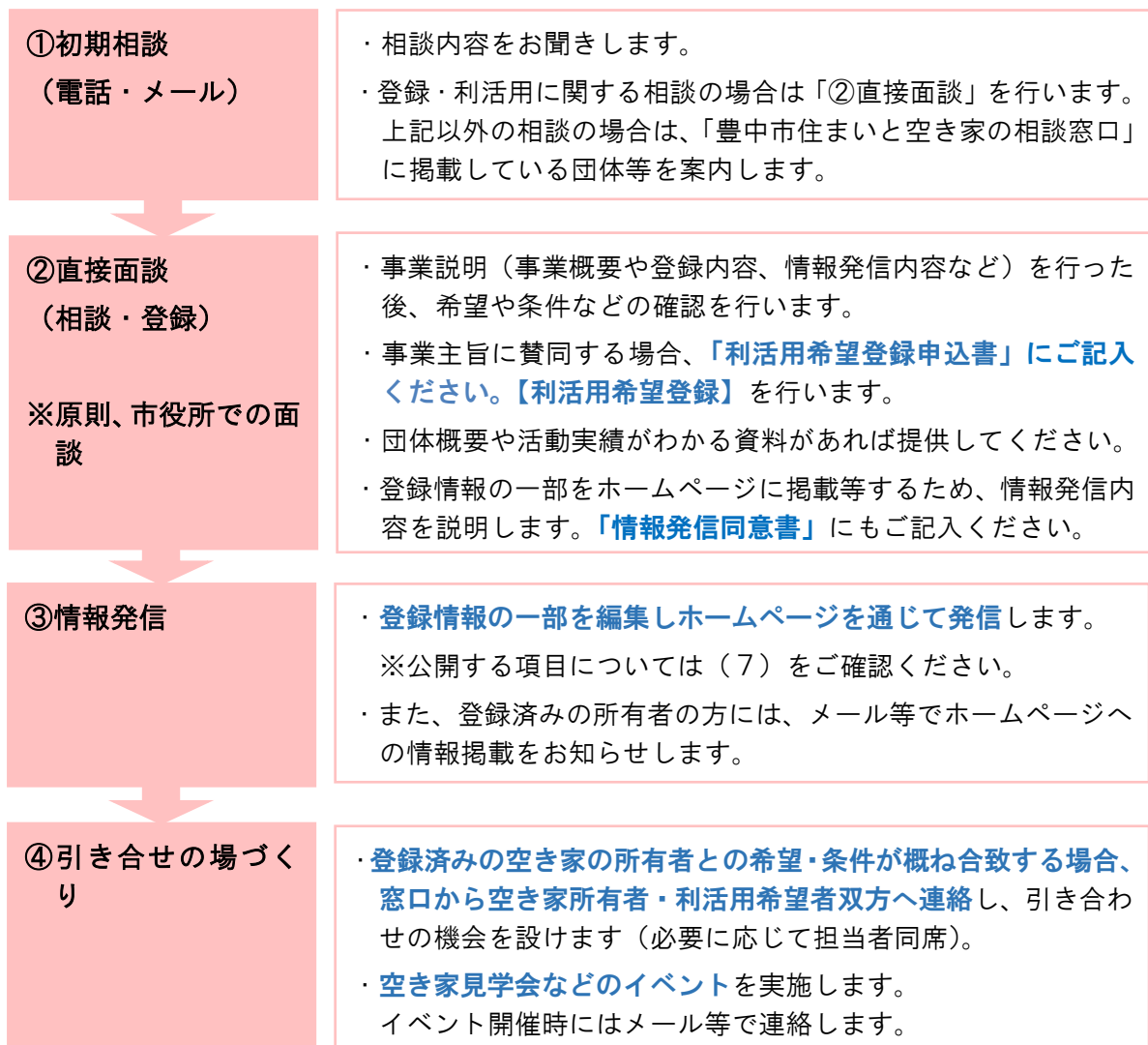
- 登録事項の変更及び登録の取下げは、随時受け付けます。任意様式にてご提出ください。

(5) 登録の取消し

○以下の①～⑥のいずれかに該当した場合、登録取り消しを行うことがあります。

- ① 個人情報の取扱いなど各種関係法令に違反した場合。
- ② 利活用にあたり伝えるべき情報を隠匿した場合（例：騒音が出る）。
- ③ 暴力団関係者等反社会勢力である者が含まれていることが判明した場合。
- ④ 申請内容に虚偽記載等があった場合。
- ⑤ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合。
- ⑥ その他これらに類する内容

(6) 相談・登録・マッチング機会づくりまでの流れ



(7) 登録する情報

	内容	情報発信
基本情報	・ 団体・代表者名または個人名 ＜団体の場合＞	○
	・ 会員・メンバー数 ・ 団体種類 ・ 活動概要 ・ 活動実績 ・ 連絡先（住所、電話・FAX、メール、担当者名）	—
利活用希望	・ 利活用テーマ ・ 希望する使い方 ・ 希望する物件（建て方、階数、利用単位、設備） ・ 希望エリア ・ 希望する契約形態（購入/賃貸/譲渡/その他） ・ 利用期間・頻度 ・ 費用負担	○
	・ 利活用希望の時期	—
		—

※情報発信する内容の一部は、登録する方が選択可能です。

(8) 相談・登録の連絡先

「とよなか 空き家と人の縁づくり」窓口【受付/月～金（祝日除く）9～17時】

メール：machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

電話：06-6858-2741 / FAX：06-6854-9534

「とよなか 空き家と人の縁づくり」窓口

豊中市都市計画推進部住宅課

(9) 引き合わせ後について

- 空き家所有者と利活用希望者の引き合わせ後**の、家賃等の詳細条件の調整、重要事項説明、不動産仲介・リフォーム契約に関する事務などは、**本事業の対象外となります。**

上記のステップに進まれる場合でご希望があれば、**登録空き家の概要や相談内容などをまとめた書面を所有者・利活用希望者にお渡しします。**後々トラブルにならないように、所有者・利活用希望者双方で十分に話し合い詳細条件の調整を行ってください。（専門家を交えて契約手続きなどをおすすめします）

- マッチングが成立した際は、窓口までご一報くださいますようお願いいたします。登録情報から削除、利活用実績としてホームページ等で公開します。また、LIFULL HOME'S 空き家バンク「みんなの空き家！活用 Collectin」への掲載などができます